

総合自転車対策業務委託に係る事業者選定プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

総合自転車対策業務委託

(2) 業務内容

「総合自転車対策業務委託仕様書」参照

(3) 委託期間

契約締結日より令和8年3月31日（火）まで

※業務開始は令和7年10月1日からとし、契約締結日から令和7年9月30日までは引継ぎ期間とする。なお履行状況が良好であると認められる場合は、引き続き1年単位での契約更新ができる。ただし4回を上限とする。

(4) 提案上限金額

233,179,000円（消費税を含む）

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている法人であること。また、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申請書」（様式1）の申請日とし、申請後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で申込を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 募集要項に基づき、本業務を実施できるものであること。

3 スケジュール

日 程	内 容
令和7年3月14日（金）から4月11日（金）	募集要項ホームページ掲載（公募） 第一次審査提出書類受付期間
令和7年3月14日（金）から3月31日（月）	質問受付期間
令和7年4月7日（月）	質問回答期限
令和7年4月14日（月）	第一次審査
令和7年4月18日（金）	第一次審査結果通知
令和7年4月18日（金）から5月2日（金）	第二次審査提案書類受付期間
令和7年5月19日（月）	第二次審査（プレゼンテーション）
令和7年5月20日（火）	最終審査結果通知

※審査の進捗状況等により、日程変更の場合あり。

4 応募手続き等

(1) 応募書類

応募に係る様式を台東区ホームページ上に掲載する。参加事業者は、必要に応じてダウンロードすること。

(2) 書類の提出方法、提出先及び提出期間

① 提出方法

電話連絡の上、持参のこと。郵送・FAX等では受け付けしない。

② 提出先

「10 連絡先・担当」のとおり

③ 提出期間

【第一次審査分】令和7年3月14日（金）から4月11日（金）まで（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

【第二次審査分】令和7年4月18日（金）から5月2日（金）まで（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

※ 提出期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差し替え等を認める。

ただし、提出期間外における差し替えは一切認めない。

(3) 提出書類

【第一次審査分】	① プロポーザル参加申請書	(様式1)
	② 誓約書	(様式2)
	③ 会社概要	(様式3)
	④ 業務実績書	(様式4)
	⑤ 経歴等	(様式5)
	⑥ 業務の実施体制	(様式6)
	⑦ ③から⑥の電子ファイル	(CD-ROM)
【第二次審査分】	⑦ かがみ文（企画提案書）	(様式7)
	⑧ 企画提案書	(様式自由)
	⑨ 参考見積書	(様式自由)
	⑩ ⑨から⑩の電子ファイル	(CD-ROM)

提出書類の作成にあたっての注意事項

【すべての書類に共通の事項】

- ・特に指定がある場合を除き、日本語を用いて、日本工業規格A4判用紙を縦置きに使用し、文章は横書きとすること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- ・下記の書類について、企画提案書は10部（※原本1部、コピー9部）、それ以外はそれぞれ1部を提出すること。
- ・企画提案書の原本については、会社名、社章等の提案者がわかる表記をすること。コピーについては、会社名、社章等、提案者が特定できる表示は一切しないこと。
- ・様式1～様式7まで、いずれの様式も押印は不要。

書類の内容等

書類の名称、記述内容、提出部数等

鑑
鑑

申込書等

(様式1) プロポーザル参加申請書

(様式2) 誓約書

(様式3) 会社概要

※ 以下の資料を各1部、添付すること。

・台東区での入札参加資格を有している場合は、東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加審査受付票の写し（代表者の印鑑証明部分が付いているもの。）

・台東区での入札参加資格を有さない場合は、以下の書類。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
- ③ 身分証明書[正本] 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。）
- ④ 登記事項証明書[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。）
- ⑤ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期のもの）
- ⑥ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（直近決算期のもの）（法人の場合に限る。）
- ⑦ 納税証明書その1（法人税）（直近決算期のもの）（法人の場合に限る。）
- ⑧ 納税証明書その1（所得税）（直近年のもの）（個人の場合に限る。）
- ⑨ 納税証明書その1（消費税及び地方消費税）（法人の場合は直近決算期のもの）（個人の場合は直近年のもの）

※ 上記⑥から⑨までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

審査		<p>(様式4) 業務実績書</p> <p>※ 以下の資料を1部、添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績書に記載した業務を受託した際の契約書の表紙の写し <p>(様式5) 経歴等</p> <p>※ 以下の資料を各1部、添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績欄に記載した業務を受託した際の契約書の表紙の写し <p>(様式6) 業務の実施体制</p>
	CD-ROM	<p>Word形式、押印不要</p> <p>様式3、様式4、様式5に添付する資料のデータは不要</p>
審査	かがみ文	(様式7) 企画提案書かがみ文
	企画提案書	<p>(様式自由) 企画提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づき、同種業務の実績や経験を踏まえ提案すること。 ・また、仕様書に記載のない内容であっても、本業務の遂行に必要なものがあれば、積極的に提案すること。 ・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進をはかること。オンライン申請やキャッシュレス決済等で利用者の利便性を高めた自転車駐車を提案すること。 ・企画提案書は、20枚以内(片面印刷)にまとめること。
	参考見積書	<p>(様式自由) 参考見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算内容は「一式」とするのではなく、費用の積算内容を可能な限り、詳細に記入すること。 ・代表者印を押印のこと。
CD-ROM	PDF形式	

(4) 辞退

応募者は参加申請後に辞退する場合、第一次審査を辞退する場合は令和7年4月11日(金)までに、第二次審査を辞退する場合は令和7年5月2日(金)までに、「プロポーザル参加辞退届出書」(様式8)を持参または郵送すること。郵送の場合は、辞退の旨を電話で連絡した後、郵送すること。(いずれも必着)

5 質問

(1) 受付方法

メールのみとする。

なお、「質問書」(様式9)は、区のホームページからダウンロードし、作成すること。

(1枚の質問書に、質問は3件までとする。)

(2) メール送信先

メールアドレスについては、「10 連絡先・担当」に電話で問い合わせること。

※ メールの件名については、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。(●●●●は会社名とする。)

(3) 受付期間

令和7年3月14日(金)から3月31日(月)午後5時までに受信したものを有効とする。

(4) 回答の方法

質問とその回答の内容について、令和7年4月7日(月)までに区のホームページで、公表する。

(5) その他

回答に当たって質問を行った企業名等は公表しない。なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、その内容に応じて本要項及び仕様書の修正とみなす。

6 審査方法

台東区が設置する「(仮称)台東区総合自転車対策業務委託事業者選定審査会」(以下「審査会」とする。)において次の通り、審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(1) 第一次審査(書類審査)

① 審査会にて、「4 応募手続き等」(3)提出書類【第一次審査分】に基づき、書類審査を行う。

② 下記の(3)評価基準①第一次審査の評価基準に基づき評価し、合計点の高い順に3者程度を選定する。

(2) 第二次審査(提案審査・プレゼンテーション)

① 第一次審査通過事業者を対象に、審査会にて、「4 応募手続き等」(3)提出書類【第二次審査分】に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

② 下記の(3)評価基準②第二次審査の評価基準に基づき評価し、第一次審査の結果とあわせた合計点の最も高い事業者を、優先交渉権者を選定する。なお、合計点と同じ事業者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い事業者を選定する。

③ 第二次審査における説明は、本業務を受託した場合に中心となる主任者及び担当者が行うこと。説明者は最大3名とする。説明に要する時間は15分間、質疑応答に要する時間は、10分間とする。

(3) 評価基準

① 第一次審査の評価基準

- ・業務遂行力に対する評価(業務実績、本業務の実施体制状況等)
- ・業務執行能力に対する評価(同種及び類似実績等)

② 第二次審査の評価基準

- ・実施手順に対する評価
- ・提案内容の具体性、的確性、独自性等に対する評価
- ・取組姿勢に対する評価
- ・コストに対する評価

7 審査結果の公表

(1) 第一次審査

第一次審査の結果については、メールにて速やかに参加者全てに通知する。この時、第一次審査を通過した者に対して、第二次審査の開催日時、場所等を合わせて通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査の結果については、メールにて速やかに第二次審査参加者全てに通知するとともに、台東区ホームページにおいて公表する。

なお、第一次審査、第二次審査とも、結果に係る問い合わせには一切応じない。

8 留意事項

(1) 提案は1社につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。

(2) 応募書類等は、返却しない。

(3) 区は、本要項に示した書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。

(4) 企画提案にかかる経費は、参加事業者の負担とする。

(5) 委託業務の内容の詳細は、選定により決定した優先交渉権者と区との協議により決定し、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。契約は、優先交渉権者と随意契約により締結する。

(6) 応募書類に虚偽の記載等があった場合、または参考見積書の提案額が提案上限額を超えている場合には、当該応募を無効とする。

(7) 提出する電子ファイルは、デスクトップ用 Microsoft365 アプリで読み込むことが可能なものとする。

(8) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

(9) 本プロポーザルは、台東区議会において、令和7年第1回定例会予算が可決された場合においてのみ、契約を締結する。

9 添付資料

総合自転車対策業務委託仕様書

10 連絡先・担当

台東区 都市づくり部 交通対策課（台東区役所5階②番窓口）

住 所：〒110-8615 台東区東上野四丁目5番6号

電 話：03-5246-1305

FAX：03-5246-1319